

## 青年優秀施工者不動産・建設経済局長顕彰要領

### (目的)

第一 優れた青年建設現場従業者を広く顕彰することにより、青年建設現場従業者の誇りと意欲を増進させ、これらの者の能力と資質の向上を図るとともにその社会的評価・地位の向上を図り、もって次世代を担う建設現場従業者の確保・育成に資することを目的とする。

### (顕彰の対象)

第二 顕彰は、次の各号すべてに該当する者について行う。

- 一 建設現場業務に直接従事している期間（産前産後休業、育児休業又は介護休業をする前に建設現場業務に直接従事していた者については、当該休業をした期間を含む。）が10年以上の者
- 二 建設現場業務に直接従事している年齢39歳以下の者。ただし、40歳以上の者についても特段の理由がある場合に限り、対象とする。
- 三 自己の責任に関する無事故期間が3年以上ある者

### (顕彰基準)

第三 顕彰は、次の各号すべてに該当する者について行う。

- 一 技術・技能が優秀である者
- 二 技能・技術に関する工夫・改善に努め技術開発・施工の合理化に貢献している者
- 三 将来その活躍が一層期待される者
- 四 工事施工において安全・衛生の向上に貢献している者
- 五 勤務成績、日常行為等において他の建設現場従業者の模範である者

### (顕彰の方法)

第四 顕彰は、不動産・建設経済局長が顕彰を受ける者に対して顕彰状を授与して行う。

### (顕彰の実施)

第五 顕彰は、毎年一回行う。

### (被顕彰者の決定)

第六 被顕彰候補者は、建設業者団体の長が推薦した者から優秀施工者国土交通大臣顕彰審査委員会が選考する。

- 2 不動産・建設経済局長は、前項により選考された被顕彰候補者から被顕彰者を決定する。

### (欠格等)

第七 次の各号に掲げる者については、顕彰の対象としない。

- 一 犯罪の被疑者及び刑事裁判中の被告人
- 二 刑が確定し、その執行が猶予されている者

- 三 令和7年5月31日までに刑が確定した者（前号に規定する者を除く。）のうち、刑の執行終了又は刑の免除を受けてから、禁錮刑以上は10年、罰金刑以下は5年の年数が経過していない者
- 四 令和7年6月1日以降に刑が確定した者（第二号に規定する者を除く。）のうち、刑の執行終了又は刑の免除を受けてから、拘禁刑以上は10年、罰金刑以下は5年の年数が経過していない者
- 2 同一の者についての顕彰は重ねて行わない。

（その他）

第八 この要領に定めるもののほか、顕彰に關し必要な事項については、不動産・建設経済局長が定める。

#### 附 則

この要領は、平成26年10月11日から施行する。

#### 附 則

この要領は、平成27年11月20日から施行する。

#### 附 則

この要領は、令和2年7月1日から施行する。

#### 附 則

この要領は、令和8年1月9日から施行する。